



千秋公園桜まつり(4月17日)

市長コラム

日々ネオ心

秋田市長 ● 穂積 志(もとむ)

前を向いて空を見上げよう

新型コロナウイルスの感染については、高止まりの傾向が続いています。最近では家庭内で感染する例が多くみられ、まずは手洗いやマスク、換気などの基本的な対策を今一度徹底する必要があります。幸い重症化する例は今のところ少ないものの、本市としても、さらなるワクチン接種や医療体制の整備などを着実に進めることが大切だと考えています。

その中で3年ぶりに千秋公園の桜まつりを開催できました。屋台の出店数を減らし、飲酒やバーベキューなどは禁止とし、桜のライトアップも2時間に短縮するなど、制約の多い開催でしたが、いつときでもお祭り気分を味わうことができたという市民の声もありホッとしているところです。また、現在(4月18日)開催に向け準備しているのは、八橋運動公園を会場に5月28日(土)・29日(日)に予定している「東北絆まつり秋田」

です。これは、東日本大震災の鎮魂と復興を願い始まった東北六魂祭を継承した祭りであり、7年前秋田で行われたその光景を記憶されているかたも多いのではないのでしょうか。東北や県内の祭りや郷土芸能が一堂に会し、山王大通りの沿道を埋めたパレードの熱気が昨日のこのようによみがえります。特に強く印象にあるのが、それまで日中の開催であったパレードを夕刻に変更したことで、初めて夜空に竿燈の灯りが浮かび上がった瞬間です。そのとき、提灯にももった灯りは暗闇を照らすだけでなく人の心に希望の灯りをともしてくれりと改めて感じました。

思いは何ら変わりありません。受け継いだ思いを全国に発信したいと考えています。復興五輪を理念の一つに掲げた昨年の東京オリンピック・パラリンピックは、コロナ禍もありややその意義が薄れてしまった感がありました。新型コロナウイルス感染警戒レベルをにらみながらの開催ではありますが、竿燈まつりをはじめとする東北の夏祭りの「キックオフ」と位置づけ、東北の復興と元気な姿を全国に発信するためにもぜひ開催したいと考えています。コロナ禍やウクライナ情勢など、つい下を向きたくなることが多い昨今ですが、遠く太平山の山並みを見上げると春の光の中で残雪が白く浮かび上がっていました。『前を向いて空を見上げよう』絆まつりでは、はるか上空をブルーインパルスが華麗にフライトし、春の夜空に竿燈の灯りがともるはずですよ。

◆市長の動向などは、市ホームページでお伝えしています。 <https://www.city.akita.lg.jp>

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の確認書未提出のかたへ

新型コロナウイルスの影響を受けているかたを支援するため、住民税(個人市民税・県民税)非課税世帯などの対象世帯へ、1世帯あたり10万円を給付します。給付金を受け取るには、確認書の提出が必要です。

詳しくは、市ホームページ(広報ID番号 1033075)をご覧くださいになるかコールセンターへお問い合わせください。

*この給付金は令和4年2月から実施しているものです。

◆対象世帯(いずれかに該当する世帯)

①住民税非課税世帯

令和3年12月10日現在、秋田市に住所があり、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税の世帯

②家計急変世帯

新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

*①②いずれも世帯全員が課税されているかたの扶養親族の場合は、対象外です。

◆申請方法

①に該当する世帯

該当する世帯の世帯主のかたへ、2月28日に確認書をお送りしています。必要事項を記入し、5月31日(火)(当日消印有効)までに同封の返信用封筒に入れてお送りください。

*令和3年1月2日以降に秋田市に転入した世帯へは、市で課税状況が確認できないため、確認書は送付されません。給付金の支給対象である場合は、申請が必要です。

*世帯に令和3年1月2日以降に秋田市に転入したかたがいる場合は、転入したかたの令和3年度の住民税が課税されていないことを確認できる書類(非課税証明書など)が必要となります。この場合の申請期限は9月30日(金)です。

②に該当する世帯

世帯全員の年間の収入または所得の見込額がそれぞれ非課税相当額を下回る場合、支給対象となります。

申請方法や収入または所得の見込額の算定方法など、詳しくは市ホームページをご覧くださいになるかコールセンターへお問い合わせください。申請期限は9月30日(金)です。

申請期限があります。申請がまだのかたはお早めに。

秋田市住民税非課税世帯等
臨時特別給付金コールセンター

☎(803)6344 (平日8:30~17:15)



●発熱などの症状があり受診を希望する場合はかかりつけ医に必ず電話でご相談を

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、下記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

☎(866)7050/24時間対応
☎0570-011-567/8:00~17:00
☎(895)9176/8:00~17:00

新型コロナウイルスワクチン接種

◆医療機関で行う個別接種のワクチンが、モデルナ社製からファイザー社製に変更になります。5月9日(月)以降に実施するワクチン接種が対象です。

ワクチンの有効性、安全性などの詳しい情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください

◆ワクチン接種は、強制ではなく、本人の意思に基づき受けていただくものです。周りのかたなどに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないようにお願いします

◆5~11歳のお子さんのワクチン接種を、市保健センター(八橋)と医療機関で実施しています。小児の接種には保護者の同伴が必要です。予診票には必ず保護者の署名をお願いします。接種可能な医療機関は、専用ウェブサイトでご確認ください

◆体調不良などで1・2回目の接種を受けていないかたについても、引き続き接種が可能です。詳しくは、専用ウェブサイトでお知らせします

ワクチン接種専用ウェブサイト
<https://acity-va.com>



ワクチン専用ウェブ

秋田市新型コロナウイルス
ワクチン接種コールセンター

☎0120-73-8970

(平日9:00~18:00)

▶聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けています。

健康管理課FAX(883)1158

*3分の情報は令和4年4月14日現在の情報です。最新情報は、市ホームページなどでご確認ください。